

移動申告の日程表

日程	対象	場所
2月14日(木)	3区	3区コミュニティセンター
15日(金)	4・5区	4区ふれあいセンター
18日(月)	1区	役場2階会議室
19日(火)	2区	〃
20日(水)	6区	〃
21日(木)	7区	〃
22日(金)	8区	〃
25日(月)	9区	〃
26日(火)	10区	〃
27日(水)	11区	〃
28日(木)	12区	〃
29日(金)	13区	〃
3月3日(月)	全地区	〃
4日(火)	14区	学習センター
5日(水)	15区	〃
6日(木)	16区	〃
7日(金)	17区	〃
10日(月)	18区	〃
11日(火)	19区	〃
12日(水)	20区	〃
13日(木)	21区	〃
14日(金)	全地区	役場2階会議室
17日(月)	全地区	〃

できるだけ指定の日にお越しください

申告相談時間… 9:00~11:30、13:00~15:30

申告受付簿の記載時間は、今年から8:30~15:30となりました。皆様のご協力をお願いします。また農業所得を含めたすべての事業所得の計算方法が収支計算となったため、申告時間が長引くことが予想されます。事業所得がある人は、ご自身で計算された上で申告会場にお越しください。給与所得者で還付申告をする人は、税務署で申告した方が待ち時間が少ないです。

一関税務署 申告書作成会場を開設

期間… 2月1日~3月17日(土・日曜、祝日を除く)
 場所… 岩手日報ビル3階大ホール
 時間… 9:00~16:00
 駐車台数が非常に限られています。車でおいでの場合は、最寄りの有料駐車場をご利用いただくなど、ご理解とご協力をお願いします。
 問い合わせ先… 一関税務署個人課税部門 ☎23-4205

申告相談の受け付け方法が変わります

今年から、一関税務署管内においても全国と同じく、農業所得について他の事業所得と同様、実際の収入金額から実際の必要経費を差し引く収支計算による計算書を、申告者ご自身で作成していただくことになりました。申告相談では、相談者の待ち時間の短縮を図るため、事業所得(営業、農業)、不動産所得について

領収書等の集計が行われていない場合、集計終了後の受け付けとなりますので、必ず事前に集計を行ってから相談会場においでください。また集計等に関する相談を申告期間中(2月18日~3月17日の間で土・日曜日を除く)申告相談会場と別室に「収支内訳書作成指導会場」を設けますのでご利用ください。

所得税の確定申告

所得税の申告

平成19年分の所得税の確定申告は、3月17日(月)までです。期限間近になると税務署は大変混雑し、長時間待つようなことになりかねません。申告書は自分で書いて、できるだけ早めに提出してください。また、出上がった申告書は郵送でも提出できます。期限までに申告をしなかったり、誤った申告をしたりすると、本来の税金だけでなく、加算税

や延滞税も納めなければならなくなります。自分の所得の状況を最もよく知っているのは、納税者の皆さんご自身です。期限内に正しい申告と納税をしましょう。定率減税は18年分をもって廃止されました。

サラリーマンの確定申告

確定申告をしなければならぬ人
 サラリーマンでも、次のよう

町・県民税の申告

申告する期間

平成20年2月14日(木)から3月17日(月)までです。会場などお間違いのないようご注意ください。申告書用紙は前年申告した人に郵送されます。郵送されない人でも、左記の申告事由がある人は申告が必要です。税務課に備えてある用紙で申告してください。

町県民税の申告をしなければならぬ人

平成20年1月1日現在、町内に住所を有し昨年1年間に収入があった人
 町内に事務所や事業所、家屋敷がある人で町内に住所がない人
 給与所得者で給与以外の所得が20万円以下の人
 昨年1年間に収入がなかった人で、次に該当する人
 生活保護法による生活扶助を受けている人

申告に必要なもの

申告書用紙
 印鑑
 所得の内訳が分かる資料
 給与や年金収入のある人は、給与所得の源泉徴収票または公的年金等の源泉徴収票
 個人年金等を受け取っている人は、その支払調書
 生命保険や損害保険を受けた人は、その支払調書
 農業、営業、不動産等の収入のある人は、所得計算に必要な資料(申告書用紙と

で取得した場合
 多額の医療費を支払った場合
 災害や盗難にあった場合
 年の途中で退職し、再就職していない場合
 退職金に対して所得税が源泉徴収されている場合

土地や建物などを売ったとき

土地や建物を買ったときの譲渡所得に対する税金は、分離課税といつて他の所得と区分して計算します。また、国などの公共事業に対して売ったときには、税金がかからない場合でも申告が必要です。

併せて郵送される「所得申告書作成について」をご参照ください。

所得控除の内訳が分かる資料
 国民健康保険税等の領収書、農業者年金・介護保険料などの支払いを証明するもの、社会保険料(国民年金保険料)控除証明書
 生命保険、個人年金および地震保険、旧長期損害保険などに加入している人は、その保険料の控除証明書
 学生を扶養している人は、在学証明書または生徒手帳
 障害者控除を受ける人は、障害者手帳等
 医療費控除を受ける人は、治療費等の領収書(医療費の合計額をあらかじめ計算してきてください)と補てん金の額が分かる文書
 寄付金控除を受ける人は、その証明書
 印鑑と申告者本人の預金口座番号の控えをご持参ください。農業所得の簡易計算は、平成19年分から廃止されました。必ずご自身で収支計算による記帳を行ってから申告会場へお越しください。記帳されていない場合は、記帳を済ませてから再度お越しいただきます。